

兵庫県公報

令和元年12月27日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局公告	ページ
○ 県立はりま姫路総合医療センター（仮称）看護師宿舎整備運営事業者選定に関するプロポーザルの実施	1

病院局公告

県立はりま姫路総合医療センター（仮称）看護師宿舎整備運営事業者選定に関するプロポーザルの実施

現在、整備を進めている県立はりま姫路総合医療センター（仮称）における看護師宿舎の整備及び運営を行う事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

令和元年12月27日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

1 趣旨

本事業は、兵庫県病院局が令和4年度上期に開院を予定している県立はりま姫路総合医療センター（仮称）に勤務する看護師等医療従事者を対象にした単身用宿舎を、整備及び運営する事業者を公募するものである。

2 事務局

兵庫県病院局企画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 (代表) 内線3474、3475

FAX (078) 351-2883

電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

3 応募資格及び条件

応募事業者は、次の要件を満たすこととする。

- (1) 申込者は、1者又は複数の事業者で構成するグループとするが、複数の事業者のグループにより提案する場合には、代表事業者を1者定めること。なお、複数の事業者のグループには、委託業者、下請け業者は含まないものとする。
- (2) グループ内の企業が変更となる場合は、本県の承認を得ること。
- (3) 申込者の構成員は、他の申込者の構成員になることはできない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続の申立てがなされたものでないこと。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税及びこれらに付随する延滞金等について滞納していないこと。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団員に該当しない者であること。暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- (8) 条件として求める集合住宅と同規模の事業実績を有する者であること。

4 提案を求める内容

- (1) 事業概要
- (2) 建物総括表
- (3) 賃料等に関する事項
- (4) 建物に関する事項
- (5) 用地に関する事項

- (6) 柔軟な運営に関する事項
- 5 応募方法等
- (1) 公募要項の配布
- ア 配布
- (7) 配布期間
令和元年12月27日（金）から令和2年1月15日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）。
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- (i) 配布場所
上記2に同じ。
- イ インターネットからのダウンロード
令和元年12月27日（金）から令和2年1月15日（水）まで。
URL https://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/himeji_kangoshi.html
- (2) 様式集の配布
- ア 配布期間
上記5(1)ア(7)に同じ。
- イ 配布場所
上記2に同じ。希望者には、電子メールで送付する。
- (3) 公募要項及び様式集に関する質問受付及び回答
- ア 質問方法
所定の様式により、事務局へ電子メールにより提出する。
- イ 受付期間
令和元年12月27日（金）から令和2年1月15日（水）まで。ただし、最終日は、午後5時までとする。
- ウ 回答方法
質問者を特定できないようにした上で、様式集を配布した全ての者に電子メールにより、令和2年1月22日（水）に回答する。ただし、事業者の提案内容等に抵触する場合は、非公開とすることもある。
- (4) 参加資格確認申請
- ア 提出方法
所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。
- イ 受付期間
令和元年12月27日（金）から令和2年1月28日（火）まで（県の休日を除く。）。
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、最終日は、午後3時までとする（正午から午後1時までを除く。）。
郵送の場合は、令和2年1月28日（火）午後3時必着とする。
- ウ 提出場所
上記2に同じ。
- (5) 資格審査確認通知書の送付
- ア 令和2年2月4日（火）以降、資格審査確認通知書を電子メールにより通知する。
- イ 資格審査確認通知書により、「承認」と評価された事業者には、登録受付番号を併せて通知するので、提案書類提出の際に本登録受付番号を記載すること。
- ウ なお、資格審査確認通知書により、「承認しない」と評価された事業者は、ヒアリング審査の対象とならない。
- (6) 提案書類の提出
- ア 提出方法
持参又は郵送とする。
- イ 提出期限
資格審査確認通知書通知日から令和2年2月28日（金）まで（県の休日を除く。）。
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、最終日は、午後3時までとする（正午から午後1時までを除く。）。
郵送の場合は、令和2年2月28日（金）午後3時必着とする。

ウ 提出場所

上記2に同じ。

エ 提出書類

公募要項に定める書類

6 事業予定者の選定

(1) 選定方法

県に設置する「県立はりま姫路総合医療センター（仮称）看護師宿舍整備運営事業事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 事業予定者の決定

委員会の選定結果に基づき、優先交渉権者及び次点者を選定する。

(3) 当選者の通知

応募者全員に優先交渉権者及び次点者（以下「優先交渉権者等」という。）の名称（グループによる申請の場合は代表事業者名）を電子メールで通知するとともに、応募件数、応募者の名称及び優先交渉権者等の名称（グループによる申請の場合は代表事業者名）とその提案内容の概要を県ホームページで公表する。

7 その他

(1) 本公告及び公募要項の承諾

本県は、提案書類の提出をもって、応募事業者が公募要項等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募事業者の負担とする。

(3) 提案書類に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) その他

詳細は、公募要項による。